

令和 6 年度

事業報告書

自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 7 年 3 月 3 1 日

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター

令和6年度 事業報告書

世界を震撼させているトランプ関税の影響を受けて、我が国の経済は極めて先行き不透明な状況が続いている。一方、貸切バス事業については、新型コロナウイルス後のインバウンド需要の回復はみられるものの、全体としては需要が喚起されず依然として厳しい状況にある。併せて燃料価格の高止まりや深刻な運転者不足の波が押し寄せ、事業経営も大変厳しい状況を強いられている。このような環境の中でも、貸切バス事業者の地道な対応とたゆまぬ努力で事業の好転につなげていくことが期待されているところである。

このような状況の中で、令和6年度のセンターの事業運営は、巡回指導については特定の営業所に対する巡回指導の重点化を着実に実施し、効率的な巡回指導を推進してきた。また、法人運営については、引き続き人件費の削減等、経費の更なる削減を図り、効率的な事業運営に取り組んだ。

令和6年度の各業務項目については、以下のとおりである。

1 巡回指導業務

(1) 巡回指導

適正化事業の実施にあたっては、関東運輸局及び地方バス協会との連携を図り、センター及び地方バス協会において1,008の営業所に着実に巡回指導を実施した。その結果、特に行政に速報する重大な案件はなかった。また、改善要請を行った632の営業所については、改善報告未提出の事業者が3営業所、未改善の事業者が1営業所あった（うち1営業所はその後に事業廃止、3営業所は監査済）。令和6年度の巡回指導実施実績及び指導項目は次表のとおりとなっている。

巡回指導実施実績数（関東運輸局管内）

令和6年度	実施計画 営業所数 (カ所)	実施営業 所数 (カ所)	内 訳			
			センター分 (カ所)		地方バス協会委託分 (カ所)	
			計画件数	実施件数	計画件数	実施件数
4月	125	98	50	52	75	46
5月	120	89	50	42	70	47
6月	120	100	50	48	70	52
7月	120	93	50	47	70	46
8月	110	88	40	39	70	49
9月	120	97	50	45	70	52
10月	120	90	50	45	70	45
11月	120	77	50	32	70	45
12月	115	85	40	30	75	55
1月	100	73	40	35	60	38
2月	102	64	32	20	70	44
3月	69	54	13	25	56	29
計	1,341	1,008	515	460	826	548

指導項目

区 分	件 数
事業計画等	1 0
帳票類の整備・報告等	1 9 9
運行管理等	1, 0 8 4
運送引受書及び営業区域・運賃	3 0 1
車両管理等	6 8
労働基準法等	6 8
任意保険加入	3
苦情処理	0
運輸安全マネジメント等	5 3
その他	1 9

再巡回指導実施実績数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
センター 実施件数	0	0	0	0	2	4	7	11	13	2	6	6	51
地方バス協会 委託分件数	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	3	2	15
計	0	0	0	0	2	6	9	13	15	4	9	8	66

(2) 過去の通報案件

巡回指導の結果、指導監督未実施や改善未報告等で行政に通報した件数は以下のとおりとなっている。

- ① 平成30年度 : 3件
- ② 令和元年度 : 5件
- ③ 令和2年度 : 4件
- ④ 令和3年度 : 6件
- ⑤ 令和4年度 : 0
- ⑥ 令和5年度 : 2件

合計20件で、この内3件は事業廃止となっており、残りの17件については行政が監査を実施し7件が事業廃止、10件が車両停止等の厳しい行政処分となっている。

(3) 適正化事業指導員の資質の維持・向上

令和6年度については、特定の営業所に対する巡回指導の重点化による再巡回指導に伴う指導回数の増加等の影響により、例年実施していた適正化事業指導員の資質の維持・向上のための研修会、貸切バス事業者の管理者向け講習会は実施できなかったが、令和7年3月7日にセンター、地方バス協会、関東運輸局との合同会議を開催し、巡回指導の実施状況等について意見交換を行い、その結果の周知を図った。

また、センター、地方バス協会、関東運輸局（オブザーバー参加）とで、相互・

理解を深め、一定の成果或いは方向性を導き出すことを目的に「貸切バス事業に係るプロジェクトチーム」を設置して、センターを巡る諸課題について協議することになった。

2 負担金取扱業務

負担金については対象全事業者の約97.4%の納付(令和7年3月31日現在)となった。令和5年度より負担金未納事業者に対して督促時期を早め、早期に行政に報告することにより負担金の早期回収を図ることとした。回収率を高めていくことが、センターの経営基盤の安定にも繋がり、ひいては、センターの信頼にも繋がることから回収率の向上に向けた取り組みを引き続き推進することとしている。

なお、年度別の負担金未納事業者への取扱いについては、以下のとおりである。

- ①平成29年度報告 17件(事業廃止等7件、納付10件)
- ②平成30年度報告 7件(事業廃止1件、行政処分1件、納付5件)
- ③令和元年度報告 3件(事業廃止等2件、納付1件)
- ④令和2年度報告 16件(事業廃止等3件、納付13件)
- ⑤令和3年度報告 11件(事業廃止1件、納付10件)
- ⑥令和4年度報告 13件(納付13件)

3 苦情処理

令和6年度は貸切バスに関する旅客からの苦情は1件寄せられたが、運輸局と重複して苦情申告していたため運輸局に移牒した。また、交通問題、マナー関係でのトラブルは2件寄せられた。

4 啓発活動及び広報活動

貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動については、令和6年度についても引き続き車内に設置するエチケット袋に啓発メッセージを印字したものを巡回指導先の貸切バス事業者に配布し、活用していただくよう案内した。

5 総務業務

総務業務については、関係法令及び定款に基づいて評議員会及び理事会を開催し審議結果に基づき業務を推進した。また、法定委員会である適正化事業諮問委員会についても適宜開催し、審議結果に基づき事業を実施するよう努めた。

○会議

令和6年度は次のとおり会議を開催した。

(1) 評議員会、理事会の開催

<1> 評議員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(3回)

【第一回決議の省略による臨時評議員会】令和6年5月13日(月)

議 題 ・評議員の選任について

【第二回定時】令和6年6月20日（木）

議 題 ・「令和5年度事業報告」の報告について
・「令和5年度収支決算」の承認について

報告事項 ・令和6年度第1回、第2回理事会の審議内容について
・令和6年度負担金の納付状況について

【第三回臨時】令和7年3月12日（水）

議 題 ・令和7年度事業計画、収支予算及び資金計画等について

報告事項 ・令和6年度第3回理事会の審議内容について
・規程の改正について
・巡回指導の実施状況について
・令和6年度負担金の納付状況について

<2>理事会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（3回）

【第一回】令和6年4月27日（決議の省略による開催）

議 題 ・評議員会の招集について

【第二回】令和6年5月23日（木）

議 題 ・令和5年度事業報告及び収支決算について
・定時評議員会の招集について
「令和5年度事業報告」の報告について
「令和5年度収支決算」の承認について

報告事項 ・理事長及び常務理事の職務執行状況について

【第三回】令和7年2月19日（水）

議 題 ・令和7年度事業計画、収支予算及び資金計画について
・令和7年度負担金の額及び徴収方法について
・地方バス協会に巡回指導業務の一部を委託する契約について
・適正化事業諮問委員の選任について
・規程の改正について
・臨時評議員会の招集について

報告事項 ・理事長及び常務理事の職務執行状況について
・巡回指導実施状況について
・令和6年度負担金の納付状況について

（2）委員会の開催

<適正化事業諮問委員会>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（2回）

【第一回】令和6年6月13日（木）

議 題 ・令和5年度事業報告及び収支決算について

報告事項 ・令和6年度第1回臨時評議員会（令和6年5月13日
決議の省略による開催）の決議事項について

- ・令和6年度負担金の納付状況について
- 【第二回】 令和7年3月5日（水）
 - 議 題 ・令和7年度事業計画、収支予算及び資金計画について
 - ・令和7年度負担金の額及び徴収方法について
 - 報告事項 ・適正化事業諮問委員の就任について
 - ・規程の改正について
 - ・巡回指導実施状況について
 - ・令和6年度負担金の納付状況について

6 その他会議

（1）令和6年度「全国貸切バス適正化機関」連絡会議への出席（オンライン）

令和6年12月2日（月）国土交通省主催の全国貸切バス適正化機関連絡会議がオンラインで開催され、全国の適正化機関と巡回指導、負担金納付等に係る情報交換、意見交換等を行った。センターからは、常務理事、適正化事業指導員が出席した。

（2）関東運輸局との定例会議

令和6年度より関東運輸局との定例会議（オンライン）を月1回のペースで開催し、巡回指導に関する問題点等について意見交換を行った。

7 寄附金による活動

全職員の研修として、日本国内でバスを製造しているジェイ・バス株式会社宇都宮工場を訪問し、バスの製造工程、品質管理の状況等説明を受けた後、生産ラインを見学し、知見を深めることができた。

8 今後のセンターの運営について

令和6年度より巡回指導については、①優良営業所に対する特例処置、②特定の営業所に対する巡回指導の重点化が実施され、メリハリのある巡回指導が行われたところであるが、更に悪質事業者の排除の観点からきめ細やかな指導を推進することにより、事業者の法令遵守や安全意識の向上を目指す。

また、令和6年度から点呼記録の録音及び録画による動画保存の義務化等のデジタルを活用した新たな安全ルールがスタートし、運行管理の質の向上が求められるようになったことから、事業者に寄り添い、的確な運行管理体制の充実を目指すこととしている。

最後に、「貸切バス事業に係るプロジェクトチーム」が発足し、センターを巡る諸課題についてセンター、地方バス協会等の関係者が足並みを揃えた体制整備を目指して連携することにより、貸切バス事業の安全・安心に寄与することが重要と認識している。

令和6年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和7年5月

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター